

年末調整手続の電子化について

■年末調整手続の電子化とは？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。



■電子化のメリットとは？

- ① 勤務先のメリット
- ② 保険料控除等の控除額の検算が不要
- ③ 控除証明書等のチェック事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- ④ 従業員からの問合せが減少

問合せ先

十勝池田税務署
☎572・1172

④ 年末調整関係書類の保管コストが削減 【従業員のメリット】

- ① 控除額等の記入・手計算が不要
- ② 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ③ 勤務先からの問合せが減少

■国税庁が提供する「年調ソフト」とは？

国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

※現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

■「マイナポータル連携」について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができ、（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。



教科書用図書等の採択結果等の公表について

令和8年8月26日（水）に開催された豊頃町定例教育委員会において、令和9年度に使用する小学校および中学校用教科書用図書が採択されました。

採択された教科書につきましては、図書館で展示します。また採択理由等については、次のとおり公表しますので閲覧できます。

☎平日8時30分～17時15分

所▽教育委員会教育課（える夢館内）

【閲覧内容】▽採択結果・採択理由・協議会の役員および委員名・協議会の議事録・調査委員会の委員名・調査委員会の報告書

キッズ&フィットネスルーム（旧トレーニング室）使用中止のお知らせ

10月5日（月）から7日（水）までキッズ&フィットネスルームは遊具設置作業のため使用できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、アリーナ等については通常通り利用できます。

クライミング教室のお知らせ

総合体育館では、クライミング教室を実施します。小学1年生以上であれば、なたでも参加可能です。運動不足解消や趣味などにいかがでしょうか。

【日 時】

10月14日（水）
19時～20時45分

10月28日（水）
19時～20時45分

【対 象】
小学1年生以上の町民

【定 員】20名程度

問合せ先

総合体育館
☎574・2480

問合せ先

教育委員会学校教育係
☎579・5801

豊頃町で働く若者を支援します！

豊頃町で働く若者を支援するため、「引越し費用」と「奨学金返還」の一部を支援する「豊頃町内就業者促進事業」を実施しています。

転入費用支援事業

▼事業内容

町外から町内事業者等に就業した際の、本町への転入に要した引越し費用を補助

▼受給要件

- （1）申請時において転入後3月以上1年未満の者
- （2）3月以上継続して町内事業所等に就業していること

▼補助金額

補助対象経費の2分の1以内（上限：子育て世帯、若者世帯10万円、それ以外の世帯5万円）

※子育て世帯

申請時点で子ども（0～18歳）がいる、または母子手帳を交付された妊婦がいる世帯

※若者世帯

申請者が申請時において満30歳以下の世帯

申請書類の提出先・問合せ

豊頃町役場総務政策課政策推進係

☎574・2211

奨学金返還支援事業

▼事業内容

町内事業所等に就業した際に、返済している奨学金の一部を補助

▼受給要件

- （1）奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、町内事業所等に就労している者
- （2）奨学金の返還に対し、他町村等からの補助を受けていないこと

▼補助金額

町内に居住して返還した額のうち年額20万円または前年度の年間返還額のいずれか少ない額

▼補助期間

最初に申請した年度から5年を経過するまで

共通する主な要件

- ・豊頃町に定住する意思がある方
- ・町内事業所※に就業されており、豊頃町へ住民登録されている方
- ・令和8年4月1日以降に町内事業所等に就業された方

※転勤等により町内に転入することとなった方は対象になりません。

※町内事業所とは、町内で事業を行っており、町内に主たる住所（本社、本店など）がある法人等または個人事業主を言います。支店や営業所などの主たる住所が豊頃町にない事業所で就業されている方は対象となりません。



▲詳しくは、こちらの一だ
は、QRコードでご確認ください。